

とちぎの公共交通データ分析ツール作成業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が発注する、とちぎの公共交通データ分析ツール作成業務（以下「本業務」という。）を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

（１）業務の名称

とちぎの公共交通データ分析ツール作成業務

（２）業務の目的

県・市町職員や交通事業者が各地域の置かれている現状をデータに基づき正確に把握し、課題解決に向けた施策の立案・実施につなげるとともに、ひいては交通空白の解消や地域の実情に応じた公共交通サービスの確保・充実を図るため、県が公共交通に関する基礎資料として作成している「とちぎの公共交通」に関連するデータを電子地図上で可視化、評価する分析ツール（以下「本ツール」という。）を作成する。

なお、本ツールの利用形態は SaaS 型クラウドサービスの利用を想定しており、サービスの利用については、本業務の完了後、別途利用契約を締結することを予定している。

2 業務委託期間

契約締結の日から令和 9（2027）年 1 月 29 日まで

3 業務内容

（１）本ツールの初期構築作業

① 計画準備、打合せ協議

- 本業務の実施に先立ち、業務内容を十分に理解し業務計画を立案し、業務計画書を作成・提出する。
業務計画に当たっては、データの取り込みスケジュール、テスト実施方法を含むものとする。
- 打合せ協議は、業務着手時、中間時、成果品納入時に対面で行うものとする。なお、打合せ記録等の作成は受託者において行い、県に提出する。

② データ取り込み、設定

- 地図データ等、ツールの基礎となるデータを準備し取り込むとともに、設定を行う。想定しているデータは次のとおり。

データの種類	備考
地図データ	オープンデータを想定 使用するデータの出典元を企画提案書に記載すること
人口データ	同上
立地適正化データ （立地適正化計画に基づく「居住誘導区域」や「都市機能誘導区域」等のデータ）	同上
施設データ（公共施設、学校、病院）	同上

施設データ（観光施設等）	県が指定する施設（1市町当たり30箇所程度） 県が施設名、緯度経度等の一覧表を作成し受託者に提供
その他	上記以外で必要となるデータがある場合は、提案すること

- 県が提供する公共交通に関するデータを取り込むとともに、設定を行う。元データをそのまま取り込むことのできない場合は、取り込み可能な形式に加工を行うこと。県から提供するデータは次のとおり。

データの種類	備考
GTFS-JP データ	提供を予定している事業者数 民間バス：1、市町バス：13、鉄軌道：1 （ファイル形式：csv を zip で圧縮）
一般乗合旅客自動車運送事業輸送実績報告書	8事業者 令和5年度から令和7年度分 （ファイル形式：xlsx） ※加工を要すると想定
市町バス運行実績	25市町 令和5年度から令和7年度分 （ファイル形式：xlsx） ※加工を要すると想定

③ テストの実施及び本県職員によるテスト実施への支援

- 動作確認等のため、テストを実施すること。
- テスト計画書を作成するとともに、これに基づき、必要なテスト実施や県が行うテストの支援を行う。

(2) 操作マニュアルの作成、操作研修の実施

- 本ツール利用者向けの操作マニュアルを作成すること。
※利用者は県職員、市町職員、交通事業者を想定。
- マニュアルは、本ツールの分析結果を踏まえた施策立案例を示すなど、本ツールが実践的に活用されるよう工夫すること。
- マニュアルをもとに、基本的な操作を習得するための研修を実施すること。
- 研修はオンライン方式とし、回数は1回とする。

4 本ツール利用に当たっての要求水準

本ツールの利用に当たり、サービスの提供や機能等について県が求める水準を次のとおり提示する。

(1) サービスの提供について

- SaaS 型のクラウドサービスとして提供するシステムであること。
- 24 時間 365 日稼働可能であること。ただし、計画作業・定期保守などに伴うのサービス停止は許容する。なお、作業の実施時間帯については、県の業務への影響を可能な限り考慮すること。
- Web ブラウザ（Microsoft Edge、Google Chrome）から全ての機能を利用できること。
※利用環境においては、Java、ActiveX、.NET Framework 等のプログラムを別途必要としないこと。
※運用期間中に公開される OS のバージョンアップや各種ブラウザの最新バージョンにおいて、追

加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。

- ・ 県に付与するアカウント数は5以上とし、同時にアクセスできるアカウント数は5以上とすること。
- ・ 本ツールで扱うデータのうち、国土交通省が標準仕様書等を定めているものについては、これに沿ったシステム設計であること。
- ・ 利用者が直感的に操作できるよう、シンプルな画面構成、操作手順となるよう考慮すること。
- ・ 今後のデータ追加やデータ量の増加に備えるため、柔軟性や拡張性について考慮すること。
- ・ 本ツール及びデータ（バックアップを含む）は日本国内に保管すること。
- ・ 本ツールで使用する県に関連するデータは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービスで管理されること。

（２）機能について

① 可視化・分析機能

No	機能	使用する県提供データ	備考
1	ネットワーク図	GTFS-JP データ、市町バス運行実績	・ 鉄道・バス等の公共交通ネットワーク図を作成すること。 ・ 鉄道やGTFS-JP データのないバス路線等についてはオープンデータを活用すること。 ・ 区域運行するデマンド交通等についても区域を示せるようにすること。（以下 No. 2～5 においても同様）
2	人口カバー率の可視化	GTFS-JP データ	・ 「とちぎの公共交通」（令和 7（2025）年度版） 3. 鉄軌道・バスネットワークの人口カバー状況と同様の条件により可視化すること。（運行回数別の可視化等）
3	時間帯別人口カバー率の可視化	GTFS-JP データ	・ 可視化例： 8:00 以前や 20:00 以降に発着便のあるバス停等を対象とした人口カバー率
4	運行実績等の可視化	GTFS-JP データ、一般乗合旅客自動車運送事業輸送実績報告書、市町バス運行実績	・ 公共交通ネットワーク図の路線をクリックすることで運行実績等が表示できるようにすること。
5	到達圏域分析	GTFS-JP データ	・ 分析例： 8:30 までに A 高校に公共交通機関を使って通える範囲 B 病院を 18:00 に出発した際、公共交通機関を使って帰宅できる範囲
6	バス路線変更のシミュレーション	GTFS-JP データ	・ バス停の位置の変更シミュレーションをツール上で実施できるようにすること。 ・ 変更した情報を GTFS-JP データとして出力できるようにすること。

② その他

- ・ 分析等を行う範囲は栃木県全域とすること。
- ・ 分かりやすい地図表示とすること。(重ねたデータの拡大・縮小が連動できる、分析結果(到達範囲等)の透過度が設定可能で背景図も表示できる など)
- ・ キーワードやリスト選択等により、目標物検索ができるようにすること。
- ・ 分析結果等を印刷できるようにすること。

5 運用・保守についての要求水準

本ツールは、本業務の完了後、複数年利用することを前提としていることから、利用中の運用・保守体制等について県が求める水準を次のとおり提示する。

(1) 運用・保守体制

- ・ 利用中の運用・保守において発生する障害や問題に対して、責任を持って解決できる体制であること。
- ・ 職員からの操作に関する問い合わせ等を電子メールにより受け付けること。
- ・ 障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合に対応が必要となる受託者の技術者やその他関係するメーカー等との連絡体制を整備すること。

(2) 運用・保守実施内容

① 問合せ対応

- ・ 職員からの運用に関する問合せに対して、速やかに回答を行うこと。必要に応じて現地に来庁し、運用支援を行うこと。
- ・ 問合せ窓口に寄せられた内容などから、機能改善要求及び追加機能要求を把握すること。

② 障害対応

- ・ 障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合は、必要に応じて受託者の技術者やその他関係メーカー等と連携し、速やかに対応すること。
- ・ 障害発生の連絡を受けた場合は、その障害原因を特定し、運用担当者へ報告すること。
- ・ 本ツールにおいて、ウイルスの検出や不正アクセス等の事象が発生した場合は、運用担当者と協力し、対応及び原因究明を行うこと。

③ システム保守

- ・ 受託者は、本ツールの正常な動作を確保するための一切の保守業務を実施すること。
- ・ 本ツールに関連するソフトウェアにおいて、修正等のモジュールが提供された場合には、受託者が必要性を判断して適用すること。なお、サービスへの影響がある場合は運用担当者へ通知すること。

④ その他

- ・ 問合せ対応で把握した機能改善要求及び追加機能要求は、その有効性、実現性を受託者が検討し、要求に対応する場合には適切なタイミングで実施すること。
- ・ その他運用・保守について、追加費用を必要とせずに提供できる機能等、有効な提案があれば併せて提案すること。

(3) セキュリティ

- ・ 受託者は ISO27001、ISO27017、ISO27018 等のセキュリティ標準に従って、記録の保障を行い、情報漏えいすることがないよう必要な措置を講じること。
- ・ 受託者は業務実施メンバーに対して、個人情報の取り扱いを含むセキュリティ教育を実施し、情報セキュリティ保持に関する意識の徹底を図ること。

- ・ 本ツール及びデータに対する不正アクセスやデータ持ち出し・流出などセキュリティ事案発生を防止するための措置を受託者が確実に実施すること。また、外部要因や環境・動向変化などに応じて強化等の必要性を判断し、新たな脅威への対策措置を確実に講じること。

6 スケジュール（予定）

内容	想定スケジュール
データ取り込み、設定	契約日～令和 8（2026）年 12 月
テスト利用開始、操作研修	令和 9（2027）年 1 月
利用開始	令和 9（2027）年 2 月 1 日

7 成果物

- ・ 成果物はほかに指定のない限り、履行期間終了日までに県に提出し、確認を受けること。
- ・ 成果物は紙媒体（A4 版縦長横書き両面）及び電子媒体（CD-R 又は DVD-R）にて作成し、各 1 部提出すること。
- ・ 成果物として次の資料及び必要に応じて補足資料を提出すること。
業務計画書、本ツール搭載データ、テスト報告書、操作マニュアル、研修資料

8 利用料金について

本ツールの利用開始後の運用・保守費用を含む利用料金（令和 9（2027）年 2 月・3 月及び令和 9 年（2027）度以降の年額）を企画提案書に明記すること。

9 その他

（1）その他の提案

本仕様書に定めのないものであっても、「とちぎの公共交通」の可視化、分析及び公共交通施策の立案等に資する提案がある場合は提案すること。ただし、これに係る費用は本業務に含めること。

（2）機密保持

受託者は、本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、業務を処理するために必要な場合において、県の事前の承諾を得たときはこの限りではない。また、本契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

（3）再委託について

受託者は、この契約の履行について、一括して第三者に委託してはならない。ただし、県の事前の承認を得たときはこの限りではない。

（4）著作権

- ・ 受託者は、県に対し、受託者又は第三者が従前から保有していた著作権を除き、本業務に関する著作権を無償で譲渡するものとする。
- ・ 第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

（5）法令等の遵守

受託者は、本業務の遂行にあたり、以下に示す法令等のほか、関係する法令等を遵守すること。

① 国等で定められた法・ガイドライン

- ・ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律

- ・ 著作権法
- ・ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律
- ・ 個人情報の保護に関する法律

② 栃木県が定める条例・セキュリティポリシー等

- ・ 「栃木県情報セキュリティ基本方針」及び「栃木県情報セキュリティ対策基準」

(6) 利用期間終了時のデータの引継ぎ

本ツールは、本業務完了後、複数年利用することを前提としているが、利用期間終了時には、蓄積された全てのデータを県に無償で引き継ぐこと。データ形式は県と受託者が協議し決定するものとする。受託者は、引継ぎの完了を県が確認した後、速やかに蓄積されたデータの確実な消去を行い、県に報告すること。その際、事業者が発生する費用については、県に別途請求しないこと。

(7) 国に提出する報告書等作成への協力

本業務は国の補助金を活用し実施することから、国から本業務に係る技術的な報告書等の提出を求められた際には、作成に協力すること。

(8) 関係書類等の整備

委託事業の実施に要した経費は他の事業と経理区分するとともに、帳簿及び全ての証拠書類を揃え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存すること。

(9) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項（仕様変更、機能追加等）で協議の必要がある場合は、県と協議を行うこと。